

## 貯水槽水道の適正な管理について

### 貯水槽水道とは

水道事業者が供給する水道水をいったん受水槽で受けてから、給水する施設を貯水槽水道といいます。

受水槽に入る前の水は水道管理者が管理しますが、受水槽から蛇口までの維持管理や給水する水の水質等を、設置者（所有者又は建物の管理者）が責任を持って管理することとなります。

### 貯水槽水道の種類

簡易専用水道（水道法）	受水槽の有効容積が 10 立方メートルを超えるもの
簡易専用水道以外の貯水槽水道（香取市給水条例）	受水槽の有効容積が 10 立方メートル以下のもの

### 簡易専用水道の管理

簡易専用水道は、水道法に基づき、次の事項について管理を行ってください。

#### 受水槽の清掃

受水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。（水道法施行規則第55条）

#### 受水槽の点検

有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検を行ってください。

地震、凍結、大雨などで汚染される恐れのある場合は、速やかに点検を行ってください。

#### 水質の管理

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給する水に異常を認めたときは、必要な水質検査を行ってください。

#### 法定点検

設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道検査機関に依頼し、水道法に定められた検査を受けなければなりません。

#### 給水停止及び利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを利用者に周知してください。

## **簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理**

簡易専用水道以外の貯水槽水道は、香取市給水条例に基づき、次の事項について管理を行ってください

### **受水槽の清掃**

受水槽の掃除を1年ごとに1回、定期的に行ってください。

### **水質の管理**

1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行ってください。

また、給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令に規定する検査項目等による検査を行ってください。

### **給水停止及び利用者への周知**

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを利用者に周知してください。

## **お問い合わせ**

水道課浄水班

電話 0478-54-4146 FAX 0478-52-0330

E-mail:suido30@city.katori.lg.jp